

## 案

## 桑名市地域包括支援センター事業運営方針の主な改正点対照表

平成 28 年度版 (旧)	平成 29 年度版 (案) (新)																						
<p>6. 職員体制</p> <p>(2) 職員の配置 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師その他これに準ずる者</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>社会福祉士その他これに準ずる者</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>主任介護専門員その他これに準ずる者</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>2 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(Ⅲ) 主任介護支援専門員又は実務経験を有する介護支援専門員であって、ケアマネジメントリーダー研修修了者でケアマネジメントリーダー実務（相談、地域の介護支援専門員への支援等）に従事している者（主に、包括的・継続的ケアマネジメントを担当）。</p> <p><u>3職種については、必ず各職種2名を確保しつつ、総員6名を確保すること。また3職種と別にチェックリストによる介護予防・日常生活支援総合事業対象者の把握、介護予防ケアマネジメント及び地域生活応援会議の推進等を実施するため、介護支援専門員を2名確保することとする。</u></p> <p>(略)</p>	職種	人数	保健師その他これに準ずる者	2 人	社会福祉士その他これに準ずる者	2 人	主任介護専門員その他これに準ずる者	2 人	介護支援専門員	2 人	<p>6. 職員体制</p> <p>(2) 職員の配置 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>総数</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師その他これに準ずる者（Ⅰ）</td> <td rowspan="4">8 人</td> <td>2 人以上</td> </tr> <tr> <td>社会福祉士その他これに準ずる者（Ⅱ）</td> <td>2 人以上</td> </tr> <tr> <td>主任介護支援専門員その他これに準ずる者（Ⅲ）</td> <td>2 人以上</td> </tr> <tr> <td>その他、介護支援専門員で、認知症初期集中支援チーム員又は認知症地域支援推進員として活動する者</td> <td>上限 2 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(Ⅲ) 主任介護支援専門員又は実務経験を有する介護支援専門員であって、ケアマネジメントリーダー研修修了者でケアマネジメントリーダー実務（相談、地域の介護支援専門員への支援等）に従事している者（主に、包括的・継続的ケアマネジメントを担当）。</p> <p><u>職員は包括支援センター1カ所につき8人配置することができる。ただし、上記の3職種については、必ず各職種2人以上を確保すること。介護支援専門員は、8人中2人まで認めるが、(4) (Ⅰ) (Ⅱ) で示す認知症初期集中支援チーム員又は認知症地域支援推進員として活動することとする。</u></p> <p>(略)</p>	職種	総数	人数	保健師その他これに準ずる者（Ⅰ）	8 人	2 人以上	社会福祉士その他これに準ずる者（Ⅱ）	2 人以上	主任介護支援専門員その他これに準ずる者（Ⅲ）	2 人以上	その他、介護支援専門員で、認知症初期集中支援チーム員又は認知症地域支援推進員として活動する者	上限 2 人
職種	人数																						
保健師その他これに準ずる者	2 人																						
社会福祉士その他これに準ずる者	2 人																						
主任介護専門員その他これに準ずる者	2 人																						
介護支援専門員	2 人																						
職種	総数	人数																					
保健師その他これに準ずる者（Ⅰ）	8 人	2 人以上																					
社会福祉士その他これに準ずる者（Ⅱ）		2 人以上																					
主任介護支援専門員その他これに準ずる者（Ⅲ）		2 人以上																					
その他、介護支援専門員で、認知症初期集中支援チーム員又は認知症地域支援推進員として活動する者		上限 2 人																					

# 案

平成 28 年度版 (旧)	平成 29 年度版 (案) (新)
<p>(4) 認知症施策の推進</p> <p>(略)</p> <p>(II) 認知症地域支援推進員</p> <p>国が定める要件※2を満たし、国が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講した者又は、桑名市が指定する研修会等を受講し、推進員の活動を行う上で有すべき知識を修得した者とする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 権利擁護事業</p> <p>(略)</p> <p>②法人後見及び市民後見の提供体制の整備</p> <p><u>桑名市社会福祉協議会において、桑名市と一体となって、「福祉後見サポートセンター運営委員会」の議を経て、引き続き、必要に応じ、可能な限り、法人後見を受任するとともに下記の講座を開催、あるいは開催検討の際には、両者が協力するものとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(i) <u>平成27年度より、「市民後見人養成講座」</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(ii) <u>平成29年度より、「市民後見人ステップアップ講座」</u></p> <p>(略)</p> <p>対応にあたっては、地域包括支援センター内で対応策を協議し、市と連携したうえで適切に対応する。必要があれば地域支援調整会議を開催し、関係者との情報共有と対応策の協議を行い、合意と意思統一を図るものとする。(追加)</p> <p>(略)</p>	<p>(4) 認知症施策の推進</p> <p>(略)</p> <p>(II) 認知症地域支援推進員</p> <p>国が定める要件※2を満たし、国が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講した者、又は、桑名市が指定する研修会等を受講し、推進員の活動を行う上で有すべき知識を修得した者(今年度中に受講見込みの者を含む)とする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 権利擁護事業</p> <p>(略)</p> <p>②法人後見及び市民後見の提供体制の整備</p> <p><u>桑名市地域包括支援センターは、桑名市社会福祉協議会に設置した桑名市福祉後見サポートセンターの運営に協力し、市からの依頼があった場合は同運営委員会委員を推薦する。</u></p> <p><u>また、福祉後見サポートセンターが行う、法人後見及び市民後見人育成をはじめとした各種事業及び研修の企画・運営に協力するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>対応にあたっては、<u>担当地域包括支援センター内</u>で対応策を協議し、市と連携したうえで適切に対応する。必要があれば地域支援調整会議を開催し、関係者との情報共有と<u>支援方針</u>の協議を行い、合意と意思統一を図るものとする。</p> <p>(略)</p>

# 案

<p>(6) 認知症施策推進事業</p> <p>(略)</p> <p>⑥法人後見及び市民後見の提供体制の整備</p> <p>桑名市と一体となって、認知症ケアの充実に資するよう、認知症に関し、どのような状態像に応じてどのようなサービスを利用することが可能であるかについて、地域資源の「見える化」を図ることに取り組むこととする。</p> <p>(略)</p> <p>③「認知症地域支援推進員」の配置</p> <p>(略) 推進員の活動を行う上で有すべき知識を修得した者とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(6) 認知症施策推進事業</p> <p>(略)</p> <p>削除</p> <p>(略)</p> <p>③「認知症地域支援推進員」の配置</p> <p>(略) 推進員の活動を行う上で有すべき知識を修得した者 <u>(今年度中に受講見込みの者を含む)</u> とする。</p> <p>(略)</p>
---	--